

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第一部 勤労者状態

IV 労働者の生活

4 標準生計費

最低生活費もしくは標準生計費の算出方法は、ロウンリー方式(全物量方式またはマーケット・バスケット方式ともいわれる)と、エンゲル方式(半物量方式ともいわれる)の二つがある。前者は、「生計費の各費目ごとに、最低生活の維持に必要とされる品目、物量を計算し、それぞれの市場価格によって貨幣換算してつみあげる」方式である。後者は、必要熱量、栄養量を基礎にした物量の確定を食料費についてだけおこない、そうして出されたいわば理論食料費と同額の食料費支出をもつ実態生計費から生活費の全体を算出する方式である。現在発表されているもののうち労働組合が算定する理論生計費は前者の、一方、人事院の標準生計費および厚生省の生活保護基準は後者の代表例である。

人事院の標準生計費

これは国家公務員の労働基本権制限の代償措置としての人事院の給与改訂勧告を作成するうえでの参考資料として算出されている。しかし、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用をうける未組織労働者の賃金決定にも影響を与える性格をもっている。一九八二年四月の世帯人員別生計費は、東京の四人世帯で、二二万八六二〇円となっている(第48表)。

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用をうける場合、その基準となる生計費を生活保護基準といい、この最低生活水準を下回るものにたいして所得補充がおこなわれる建前となっている。東京など大都市(一級地)の生活保護標準世帯(三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女の計四人)にたいする一九八二年度の生活扶助額は、月額一四万三三四五円、これに教育扶助一五九〇円、住宅扶助九〇〇〇円が加算され、さらに、学級給食費、通学交通費等の実費が支給され、社会保険料、通勤費等の実費が控除される(第49表)。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

